

No.427

昭和44年3月20日第三種郵便物認可 平成19年10月25日発行 第427号

Monthly

ENTERPRISE and INTELLECTUAL PROPERTY

企業と知的財産

<http://www.spress.co.jp/tizai/>

「知財への展望」



知財判決ダイジェスト

財団法人 日本科学振興財団

プロパテントの発展に 関わって40年弱



で世界をリードするまでになってきた。

弁護士生活40年弱、身を挺してこのプロパテントの確立に取り組んできたという、寒河江・矢野法律事務所の寒河江弁護士に、これから抱負を聞い

20世紀から21世紀へと時代が変わり、科学技術の大きな進歩を基に、マルチメディアやナノテクノロジー、バイオテクノロジー、ビジネスモデルなど多くの知的財産が急速に創出されるようになった。この知的財産が今、人々の生活はもとより、産業、社会構造、国のシステムを大きく変革しようとしている。

人間の幸福や豊かさのために経済力の発展が不可欠だが、この経済力向上のための基礎となるのが、技術力や想像力。1980年代、「双子の赤字」に苦しんでいたアメリカは、知的財産権の保護強化策、プロパテントを徹底することで、再び強大な力を取り戻し、あらゆる分野

てみると「若い人を育てていくこともそのひとつ。来年から、弁理士や企業の知財部を育成するための専門職大学院で知財の基礎講座として知財法概論を教えることになっています。今の若い人は、すぐに結果や成果を求めてしまがち。結果が出ないと、諦めが早いのも残念です。私自身の経験から言えることですが、少なくとも10年ぐらいじっくり取り組んでみれば、おのずと道は開けてくる。知財を正しく理解し、世のため人のために、苦労があっても頑張ってほしい」。プロパテントの時代。寒河江弁護士に、日本の知財の現状についてお話を伺ってみた。

知財の生き字引ともいわれる 寒河江孝允弁護士は、「企業と知的財産」の前身「特許と企業」 創刊号からの読者だつた



創刊号からの読者です

「これをご覧になってください」。寒河江・矢野法律事務所（千代田区霞ヶ関3丁目）にうかがうと、寒河江孝允弁護士が古い雑誌のつづりを手に、にこにこ笑いながら出迎えてくださった。拝見すると、「特許と企業」創刊号（1969年1月号）から大切に綴じられたバックナンバー。「特許と企業」は、現在の「企業と知的財産」の前身で、今や関係者も国会図書館以外では見たことがないという創刊号に、ここでお目にかかるとは思ってもみなかった。「実は、私は、創刊号からの読者なんですよ。弁護士登録をしたのが昭和45年、1970年ですから、私の弁護士生活は、まさにこの雑誌とともに歩んできたようなもので、なんだか運命のようなものを感じます」。

寒河江弁護士は山形県・羽黒町の出身。羽黒町は、山岳信仰の場として現在多くの修験僧や参拝者をあつめる出羽三山（月山、羽黒山、湯殿山）の表玄関。米作りを中心とした農業の盛んな地域で、寒河江弁護士の親戚には、お米の新種を開発したり、農機具の発明をしたりするなどアイデアマンがたくさんいたそうだ。

「子どものころから私も、エジソンやライト兄弟など、発明家の伝記が好きでよく読んでいました。加えて思い出すのは、中学の理科の先生。面白い先生でした。初めての授業で、黒板にいきなり大きく『?』（ハテナ）と書きましてね、これが科学の精神だって……。このころから、私も発明に対する興味が芽生え、発明家に憧れていた時代もありました」。

弁護士となりその後、日本弁護士連合会知的

所有権委員会の元委員長や現在、同会知的財産政策推進本部副本部長を務める寒河江弁護士の、発明や特許に対する関心はこのころから育まれていたようだ。

弁護士を志すようになったのはその後、関心が理科学から社会科学へと移っていったため。ひとりひとりが豊かで幸せに生活できる世の中を作るためにはどうすればいいのか、社会を改革するためにはどんな方法があるのかと、身を粉にして働く立派な先輩たちの影響を受け、自分も政治や経済、法律を学び、社会に貢献しようという気持ちが膨らんでいった。その思いを実現するために、東京大学の法学部に進んだ。「みんなが暮らしやすい世の中を創り出すことも、考えてみれば一種の『発明』です。発明で世の中の役に立ちたいという子どものころの気持ちは変わりませんね」。

卒業後の昭和45年に弁護士登録。その後2年後に弁理士の登録。それからというもの、寒河江弁護士は時代に先駆けて、法律のプロとして、発明や特許などの知的財産の問題に関わり続けてきた。

プロパテントの時代

日本の知的財産の歴史そのものとも言われ、知的財産の生き字引とも言われる寒河江弁護士。専門書の出版も数多くあるが、その出版物の中で、「知的財産権の知識」（日本経済新聞社・日経文庫）は一般の人にも分かりやすい入門書としてロングセラーとなっている。その中で、「発明」についてのこんな記事が目についた。

『発明とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの』（特許法第二条）、す

なわち、科学や科学技術における新規な創作のうちの高度なものをいいます。具体的には、半導体に関する新しい技術、バイオ技術や科学的方法を利用した新しい技術などが発明となります。特許の歴史は、一説によれば、十四世紀オランダの風車に付与されたのがはじまりであるといわれます』。

20世紀から21世紀へと時代が変わると共に、科学技術はこれまでの時代には想像もつかなかつたほど大きな進歩を見せるようになった。これにともない、「発明」の中身にも質的な変化が起きるようになった。特にIT技術バイオ、ビジネスモデルの発展にともなうさまざまな「発明」が、人々の生活はもとより、産業、社会構造、国のシステムを、大きく変革させる時代になってきた。

「貿易赤字と財政赤字という、いわゆる双子の赤字をかかえて国際競争力を失いかけていた1980年代のアメリカは、当時のレーガン大統領が中心となり、ニューメディアやハイテク、バイオテクノロジー、宇宙開発などの国内産業





振興のため、新しい科学技術にともなう知的財産権の保護強化策、プロパテントを徹底した結果、国力を回復し、今では情報産業などあらゆる分野で世界をリードしています。もしあの時代、アメリカが手をこまねいているだけで何の改革もしなかったとしたら、今の繁栄はなかつたと思います。日本でも2002年、小泉政権で知的財産戦略大綱がまとめられ、翌年には知的財産推進計画を策定。国家戦略として知的財産政策の実行を打ち出し、バブル崩壊後の日本経済の活力再生のテコとして、特許を優遇するプロパテント政策を積極的に推し進める流れを作りましたが、アメリカに比べるとまだまだ徹底しない部分があるのが心配です。

1974年、アメリカワシントンD.C.の法律・特許事務所にて日本人弁護士として先駆けて、アメリカ特許裁判実務研修をした寒河江弁護士は強調する。

人間の幸福や豊かさのためには、経済力の発展が不可欠。この経済力向上のための基礎となるのが、技術力や想像力。そういう意味で現代は、人間の知恵が生み出すこうした新しい価値

を大事にする「プロパテントの時代」。アメリカ以上にこの日本でも、知的財産権に対する国や企業、社会、国民の意識が変わっていかなくてはならない。

ちょうちんボトル

「面白いものがありますから」と言って、寒河江弁護士がテーブルの上に置いて見せてくださったものは、小田原ちょうちんのように蛇腹になっていて伸び縮みするペットボトルの容器。

「中身が少なくなったら縮めたり、バッグに合わせた大きさにしたり、飲み終わった時には小さくして捨てることができます。これも、今まで存在しなかった新しいモノです。ちょうちんボトルという名前ですが、このネーミングや、もちろんアイデア、デザイン、原料の選択、作り方のノウハウ、すべてに製法特許や実用新案などの知的財産権が発生するわけです。新しいモノを作り出す知恵のひとつひとつが財産になる時代なんですよ」。

知的財産権には、工業技術に関する発明や考案を保護する「特許権」「実用新案権」、企業活動における商品や会社の名称を保護する「商標



「権」、「サービスマーク」、「商号」、企業の活動のうちデザイン、営業表示などを保護する「意匠権」、「不当競争防止法」、コンピュータ・ソフトやデータベース、インターネット、音楽、文学、美術など学術的、芸術的創作を保護する「著作権」が含まれる。

いずれも猿真似を排除し、知恵と時間と労力をかけて生み出された新しい技術やアイデアを守るものだが、加えて開発者に対価を支払うことによって、その技術やアイデアを人類共通の価値として、社会に広く利用できるようにすることも目的にしている。

しかしここで難しいのは「猿真似」と「工夫」の線引き。ただの猿真似はもちろん排除されるべきであるが、あるアイデアを利用しやすく「真似つつさらに工夫」したものには元のアイデアを生み出した人にも工夫した人にも権利があるものと認められ、「大いに工夫」したものには独立した権利が認められることになる。

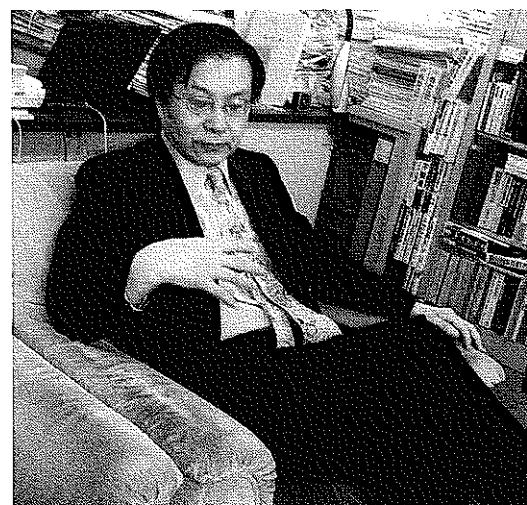
また、「真似」に似た問題で「パロディ」をどう扱うかも大きな問題になっている。かつて

マッド天野氏が、自然保護をテーマに、写真家・白川義員氏のアルプスの写真を使い、そこに大きなタイヤを転がすようなパロディ作品を発表したことがあったが、裁判では著作権侵害の判断が下っている。

新しい知的財産権

「20世紀はものづくりにともなう特許の時代。21世紀は科学技術の急速な進歩を基にした、量から質へ移り変わる、多様化の時代だと思います」と寒河江弁護士。IT、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどのハイテクに限らず、商品のデザインやネーミング、キャラクター、コーポレート・アイデンティティ(CI)などに対してもその価値を重要視する時代になってきた。「半導体チップ、遺伝子、再生医療、新薬、植物新品種、インターネットやテレビゲーム機、レンタルビジネスのほかにも、例えば野球選手の肖像権や球場の命名権など、知財の内容も質も幅もどんどん広がりをみせてきています」。

スポーツ選手やタレントなど、有名人の名前や肖像を使って、商品の宣伝に用いる権利を「パブリシティの権利」という。最近よく耳にするようになつたが、実はまだ明確な権利の確立にはいたっていない。1997年、米大リーグ・ドジャースの野茂投手がジグソーパズルに自分の名前や写真を使われたとしてロサンゼルス地裁に提訴。日本でも、おニャン子クラブや日本プロ野球選手会などが肖像権、宝塚のスターたちがプライバシー保護の観点から裁判所に訴えを起こし、それが大きく報じられることで、社会的関心が次第に高まってきた。





ザザエさんやミッキーマウス、スヌーピー、キティなどの、キャラクターの商品化保護を目的とする「商品化権」という権利も実は正式に認められているわけではない。したがって、作者や権利者に無断で使用された場合は、著作権や意匠権、商標権、不当競争防止法、民法の不法行為法など既存の法律を最大限に駆使して保護に当たっている。

インターネット時代の著作権の問題としては、「ナップスター事件」が有名。音楽配信ソフトを使って、インターネット上でのユーザー同士がMP3ファイルの交換を簡単にできるシステムを作ったのがナップスター社。ファイル交換を容易にするソフトを提供するだけの立場だったが、アメリカ・レコード協会から著作権侵害として訴えられ敗訴。ナップスター社はこの判決により経営が行き詰まり、破産申請することになってしまった。

「現代はこのほかにも、従来の制度では守りにくい新しい権利が次々に生み出されています」と寒河江弁護士。

企業経営と知財

これまでの企業経営では、不動産などの固定資産の保有が、企業資産の評価や増殖の観点から安全確実なものと考えられ、加えて、銀行や取引先から見た時の信用のバロメーターにもなっていた。しかし90年の不動産融資総量規制以後襲ってきた不動産バブルの崩壊以後、企業は情報や知識が大きな価値を持つ時代になることを察知。知的財産を新しい時代の最も重要な財産として捉えるようになってきた。

日立製作所や東芝、キャノン、三菱電機、日本IBMなどの企業はさっそく、特許室を特許部に格上げ、特許部は知的財産権部、知的財産部に名称を変更、加えて特許担当役員の登用、特許担当社員の増員など、知的財産の管理運用に力を注ぎ始めた。

売上高や広告宣伝費などの財務データとともに経済産業省が算出した企業の「ブランド価値」は、ソニーが約4兆4千億円、トヨタ自動車が約2兆円、松下電器産業が約1兆7千億円(2002年6月24日発表)。日本経済新聞社の2007年度版コーポレートブランド(CB)価値の発表によれば、1位のトヨタは10兆円となっている。ソニーは同じ種類の製品を他社より高く売れる優位性が評価を高めた。ブランドは企業の持つ知的財産など無形資産として重要視され、合併などの際に企業価値をはかる判断材料となる。

そのソニーによる、1989年のコロンビア買収は、アメリカ映画の名門「コロンビア」の社名を獲得することも目的のひとつだったと言われている。日本企業が外国企業を買収する目

的は、対象となる企業の知的財産権や技術、生産手段を受け継ぐだけではなく、そのトレードマークや商号を獲得することを目的とするのも少なくはない。トレードマークや商号も知的財産権のひとつになっている。

知的財産の活用に熱心なのは大企業ばかりではない。考え出したり、作り出したりするのに大掛かりな設備や資金を必要としないアイデアや技術の創出も少なくなく、エビでタイを釣るという諺どおり、小さな資本で大きな収益を得ることもできることから、この知的財産は中小企業や個人にとっても大きな可能性を秘めたものとして注目を集めている。

また、最近では銀行やベンチャー・キャピタルが、特許やソフトの著作権に資産価値を認め、これに、土地や建物など不動産と同様の評価を与えるようになってきた。このほかにも、知的財産権の証券化、流通市場としての知的財産権流通機構や、不動産鑑定所のような機能を持った知的財産鑑定所設立の動きもある。

若い人を育てたい

弁護士生活40年弱、プロパテントの確立に身を挺して関わってきたという寒河江弁護士に、これから抱負を聞いてみた。

「三つあります。ひとつは、特許の原点に帰って、知財の中心となる発明の定義を問い合わせていきたいと思っています。ビジネスモデルとか、バイオ特許、医療技術に対する特許などを、新しい権利として確立するためにはどうすればいいのか…。例えば、医療技術の特許といった時、その技術は、その技術を持っている医師本人と切り離せないわけですから、特許は自身の人間にまで及ぶものかどうか、難しい問題

が発生してきます。こうした複雑な問題をはつきりさせていきたい。ふたつ目は、これから知財を担う若い人を育てていくこと。来年から、弁理士や企業の知財部を育成するための専門職大学院で知財の基礎講座として知財法概論を教えることになっています。今の若い人は、すぐに結果や成果を求めてしまいがち。結果が出ないとすぐに諦めてしまうのが残念です。私自身の経験から言えることですが、少なくとも10年程度はじっくり取り組んでみてほしい。そうすれば、おのずと道が開けてくる。知財を正しく理解し、世のため人のために、苦労があつても頑張って続けてほしい。知識だけではなく、そういうことも学んでもらえればと思っています。三つ目は、司法だけでなく、立法、行政、そして国民全体が三位一体となって、それぞれの分野で知財の発展に取り組んでもらうために、積極的な提言を行っていきたいですね。どこかが突出して行っても、ひずみが出てしまいます。バランス感覚が大事だと思います」。冬はスキー、夏はウインドサーフィンが趣味と言う寒河江弁護士。どちらも足腰のバランス感覚が大事という共通点があるとのこと。「知財の発展もバランス感覚が大事なんですね」と聞くと、「そのとおりです」と寒河江弁護士はにこやかな笑みを浮かべた。

寒河江・矢野法律事務所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-1

尚友会館ビル2階

TEL 03-3502-0882 FAX 03-3502-0880

e-mail tsagaye@nifty.com

本人後記：「知財の生き字引」との枕詞は余りあり、面映ゆい限りですが、この言葉に負けぬよう、これからも精進させていただきます。